

② 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定(抜粋)(平成29年12月8日改訂)

(別紙1)

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田(都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑(都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/480円
草地(都府県/道)	250円/130円	240円/120円
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表(P.37)のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
 - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する(この場合、農業者の拠出は求めない)。
 - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)
- ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
- ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
- こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(参考)成長戦略フォローアップ
令和元年6月21日閣議決定(抜粋)

Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

i 農業改革の加速

① 生産現場の強化

ウ)米政策改革

- ・ **農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。**
- ・ **米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。**

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連担化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析しては場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じて生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年) 〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圖の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造**を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成**を新設し、支援します。

＜政策目標＞

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「**水田フル活用ビジョン**」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組**を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

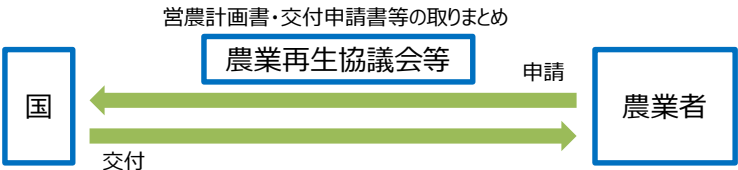
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等**を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞



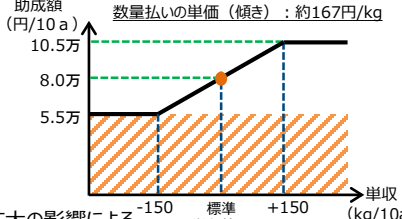
【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米※2	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係＞



産地交付金

※1：飼料用とうもろこし ※2：新型コロナウイルス感染症拡大の影響による酒造好適米の加工用、米粉用への転換を含む ※3：地域ごとに設定

- 「**水田フル活用ビジョン**」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）※5	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約
※5：輸出向け日本酒の原料用の酒造好適米を含む

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）**
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※6の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

水田農業高収益化推進助成

- 「**推進計画**」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援※7。
- ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※7：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- ・多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤産地交付金の県枠の設定

- ・当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

【 令和2年度 】

①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

- ・地域の取組を直接反映し、
麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、
単位：都道府県→**地域農業再生協議会**
基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。

(新規)

②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

- ・より安定的な生産・供給にシフトするため、
多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

(加算見直し)

③水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし：1.0万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、
高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

(新規)

④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、
基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分（10月→4月）。

(拡充)

⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- ・転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。

(新規)

⑥産地交付金の県枠の拡大

- ・当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

(運用見直し)

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

- 高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

- 水田における高収益作物の産地を500創設〔令和7年度まで〕

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・ 栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・ 活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・ 基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

- ・ 産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
- 〔1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(11億円の内数)
2:畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)〕

※プロジェクトチームの窓口を担当

【お問い合わせ先】

生産局園芸作物課	(03-6744-2113)	(1・3～5の事業)
飼料課	(03-3502-5993)	(2の事業)
政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191)	(6の事業)
農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)	(7・8の事業)
水資源課	(03-3502-6246)	(9の事業)

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

技術・機械等の導入支援

- ・ 園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的な導入に必要となる
 - ① 栽培技術の実証、機械（収穫機など）等のリース導入等を支援
 - 〔1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業(11億円)
2:畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)〕
 - ② 産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備を支援〔3:強い農業・担い手づくり総合支援交付金(優先枠:200億円の内数)〕
- ・ 水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援
 - 〔4:果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備(57億円の内数)
5:農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型(250億円の内数)〕

「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

経営転換のインセンティブ付与

- ・ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
 - ① 高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援②とセット
 - ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
- ※高収益作物：園芸作物等 【6:水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・ 基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- ・ 高収益作物導入のための畑地化・汎用化を促進する事業の拡充（高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和し、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入）

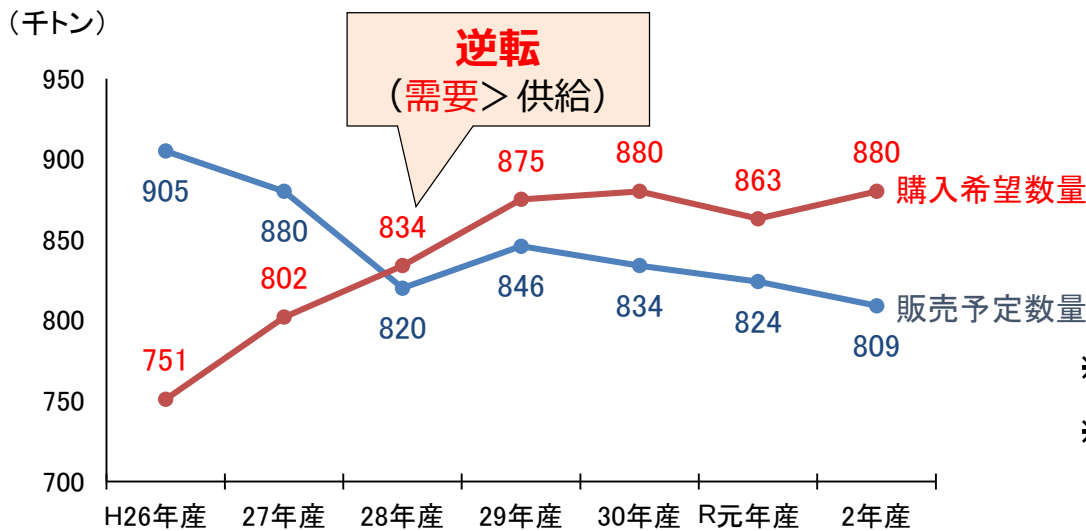
【9:水利施設等保全高度化事業(1,291億円の内数)】

【7:農業競争力強化基盤整備事業(1,291億円の内数)、8:農地耕作条件改善事業(250億円)等】

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、28年産以降、需要が供給を逆転。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は使用量を増加させる見通し。
- 国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

H29年実績数量 (千トン)	うち 国産	H30年 実績数量 (千トン)	R元		R2		R5	
			需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%	107%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計 (H29年の「うち国産」については穀物課推計)。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果 (n=134) を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳

280円/1L

北海道産大豆
使用豆乳

350円/1L

通常の豆腐

96円/個

北海道産大豆
使用豆腐

136円/個

1.3倍 1.4倍

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

<政策目標>

- 法人経営体数を5万法人に増加〔令和5年まで〕
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔令和5年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 4,179 (2,660) 百万円

- 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。

2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 15,089 (16,326) 百万円

- 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,246 (1,623) 百万円

- 収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会（全国連合会）**に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の**1/2以内を国が負担**します。

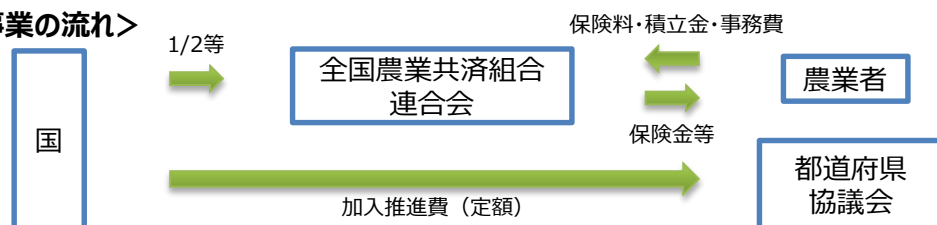
4. 収入保険加入推進支援事業 360 (－) 百万円

- 全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。

5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 230 (－) 百万円

- 農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、**全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援**します。

<事業の流れ>

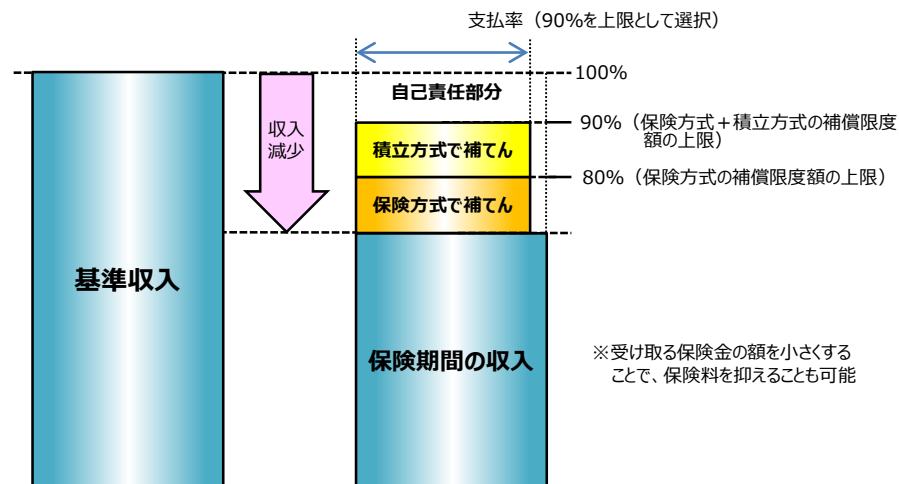


【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の
営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

補てん額 = (標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

〔 都道府県等ごとに算定 〕

〔 農業者ごとに算定 〕

(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内外の日本酒の消費回復・拡大を図るために**民間団体等が行う取組において、必要となる酒造好適米の供給を支援**します。

産地

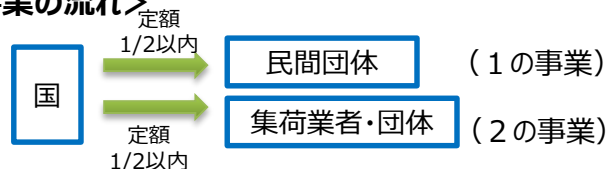
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した**輸送モデル実証**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



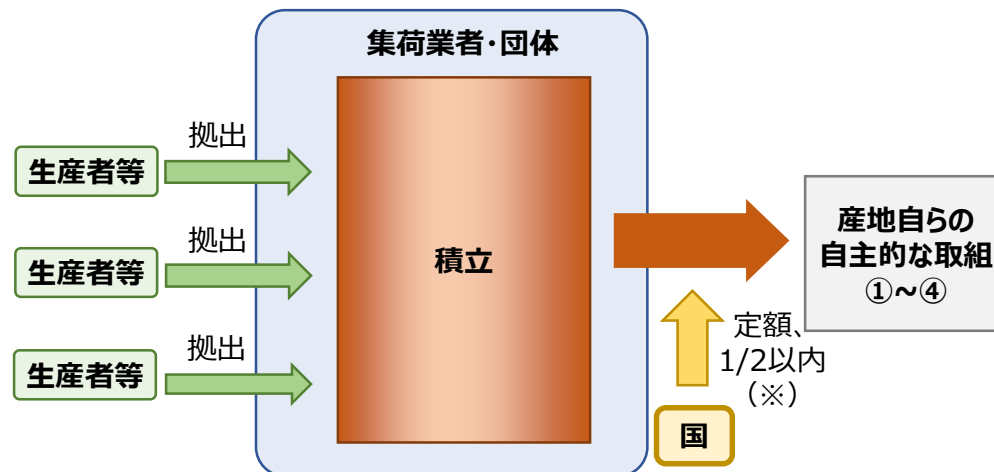
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援

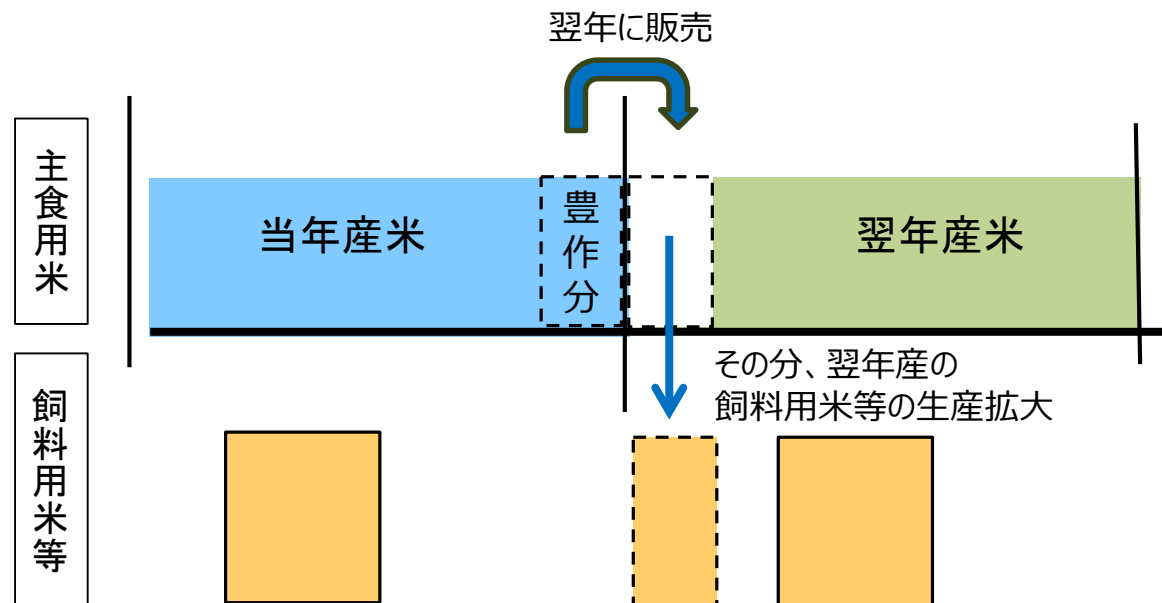


（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業:令和2年度予算額 50億円(50億円))
- 本事業を活用するための体制整備は、令和2年度においては、38道府県の41事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和元年度においては23道県の24事業者において活用)
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大することで、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金:令和2年度予算額 3,050億円(2,961億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR - 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR - 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 - 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR - 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的な販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR - JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 - インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 - 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【輸出向けへの販売促進等の取組】 - 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【中食・外食向け等への販売促進等の取組】 - 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR - 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン（地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか）を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

（都道府県農業再生協議会：都道府県の区域毎に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

（地域農業再生協議会：市町村の区域を基本に設置）

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン（地域毎の作付作物推進方針）の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務（交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力）
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組（例：現地確認におけるタブレットの導入） など

需要に応じた生産の推進に係る全国会議等(農林水産省主催)

- 各都道府県が翌年産に向け主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、
 - ① 国から全国の需給見通しや各県の中間的作付動向等について情報提供を行うとともに、
 - ② 各都道府県の翌年産に向けた取組について情報を相互に共有する会議を開催。
- 本会議には、各都道府県農業再生協議会の他、全中・全農・日本農業法人協会等の関係団体が出席。
- また、国は、各産地銘柄の在庫状況や生産販売状況等を踏まえ、需要に応じた生産に向けた生産現場への情報提供や認識の共有を個別に行う。

会議の概要

【開催時期】

- ・ 1月、4月、12月頃

【主な内容】

- ・ 国からの情報提供
(米の基本指針、中間的作付動向等)
- ・ 各県からの情報提供
(30年産に向けた取組状況についての事例発表)

【参集範囲】

- ・ 各都道府県農業再生協議会
- ・ 全国団体(全中、全農、全集連、全国農業会議所、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議、全米販等)

【出席者数】

H27. 12月 : 225名 H28. 4月 : 195名 H28. 11月 : 258名
H29. 4月 : 226名 H29. 12月 : 224名 H30. 1月 : 120名
H30. 4月 : 223名 H30. 11月 : 224名 H31. 1月 : 163名
H31. 4月 : 108名 R元. 11月 : 198名 R2. 1月 : 214名

※R2. 4月は全国テレビ会議を実施。全国の局・支局をむすんで県協議会も参加。

生産現場への情報提供等

- 今後も、産地・生産者が需要に応じた生産が進められるよう、各県、地域段階の作付・販売動向や中間的取組状況を踏まえ、生産現場への情報提供や認識の共有を行う。

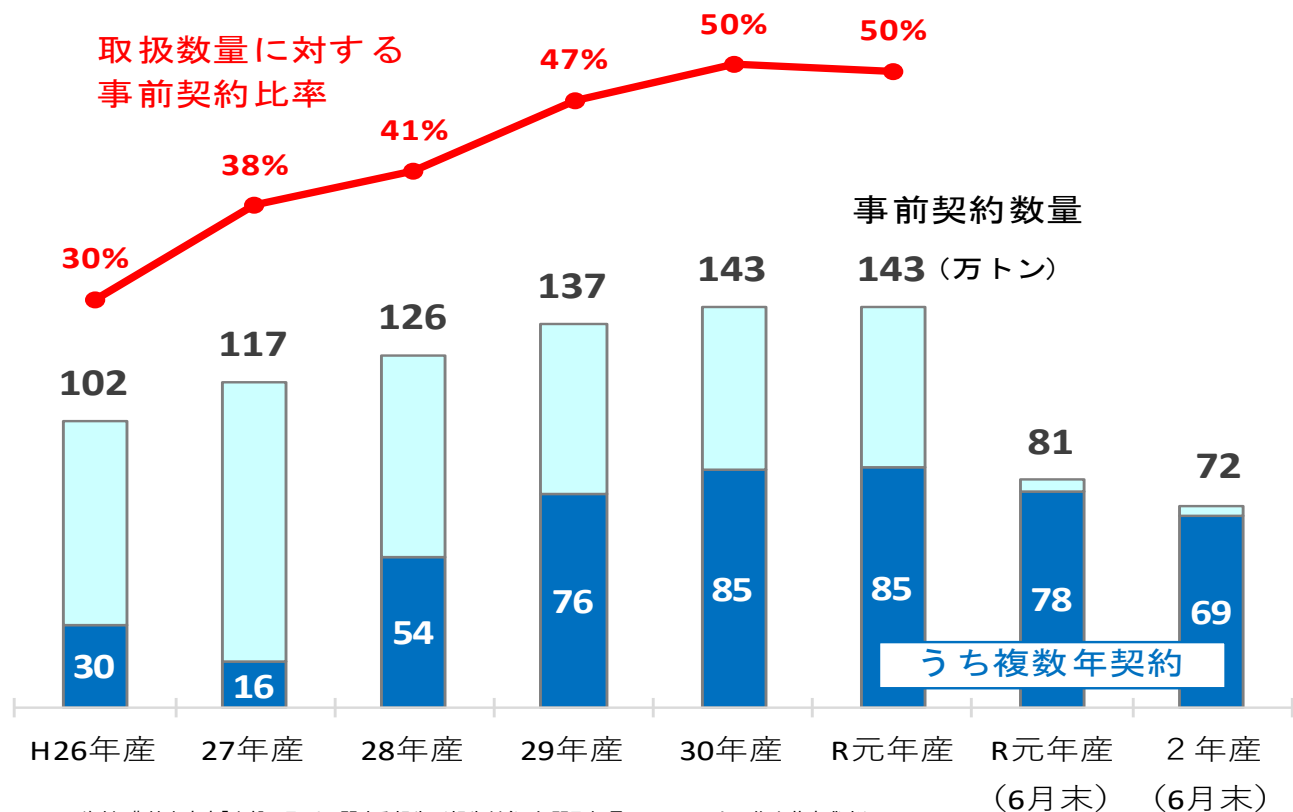
【実施状況】

- ・ 都道府県等への情報提供
 - H28年産 : 延べ 55県
 - H29年産 : 延べ 42県
 - H30年産 : 延べ 51県
 - R元年産 : 延べ104県
 - R2年産 : 延べ 62県 (7月末現在)

主食用米の事前契約・複数年契約の状況

- 事前契約数量は、農水省が一定規模以上の集出荷業者を対象に、「収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量」について調査。
- 近年、主食用米の事前契約（複数年契約）の取組は、年々増加してきたが、2年産は元年産に比べて進んでいない状況。

【近年の主食用米の事前契約数量の推移】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（報告対象：年間取扱量5,000トン以上の集出荷事業者）

注：1 「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。

2 「複数年契約」の契約期間は3年が大宗である。

3 30年産までは確定値、元年産・2年産は2年6月末現在の速報値。

需要に応じた販売について（低価格帯の需要への生産・販売の拡大）

【買い手の意向と産地の意向のミスマッチ】

用途に応じた米
生産が重要！

ミスマッチ

少しでも単価の高
い米を売りたい！

買い手の意向

産地の意向

一般家庭用
(高価格帯中心)
70%程度

一般家庭用

中食・外食向け
(低価格帯中心)
30%程度

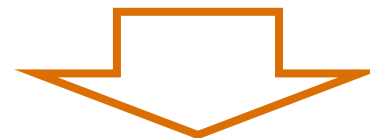
需要に応じた
生産・販売へ

中食・外食向け

令和元年産生産量：726万ト

○ 主食用米全体の需給は均衡している中、産地においては、高価格帯中心の一般家庭用の米を生産する意向が強い。

○ 一方、買い手においては、3割を占める低価格帯中心の中食・外食向けなどにも対応した米生産へのニーズがあり、ここにミスマッチが生じている状況。



○ 一般家庭用、中食・外食向け各々の需要に応じた生産・販売の取組を進める必要。

（それを行わない場合には、結局、国内主食用米需要全体の一層の減少につながる。）

－取組事例（A市B生産法人）－

- ・ A市はブランド米の産地であるが、B生産法人は中食・外食事業者からのニーズを受け、28年産から多収品種（あきだわら）の作付を開始。
- ・ 一般家庭用より3割多収を実現し、一般家庭用で得られる収入とほぼ同等の収入を確保。

中食・外食向け販売量の状況について①(中食・外食向け販売実態調査結果)

○ 産地における中食・外食向けの需要に応じた生産・販売への取組を促すため、産地や銘柄ごとの中食・外食向けの販売割合順位等をマンスリーレポートで公表。

〔 平成30年7月から令和元年6月までの1年間において、年間玄米取扱量4,000トン以上の販売事業者が、精米販売を行った 数量のうち、中食・外食向けに販売した数量について調査を実施。〕

販売先割合の推移 (全国)

	30/元年	29/30年	28/29年	27/28年
中食・外食向け	38%	39%	39%	37%
家庭内食向け等	62%	61%	61%	63%

注：家庭内食向け等は、精米販売量全体から中食・外食向け販売量を差し引いたものである。

中食・外食向けの販売割合が高い上位10県

	30/元年		29/30年		28/29年		27/28年	
1	福島	65%	群馬	69%	群馬	65%	栃木	67%
2	栃木	65%	栃木	65%	福島	65%	福島	64%
3	群馬	62%	福島	61%	岡山	63%	岡山	60%
4	岡山	60%	山口	59%	栃木	63%	山形	59%
5	山口	57%	山形	53%	宮城	57%	熊本	58%
6	宮城	53%	岡山	52%	山口	56%	山口	57%
7	熊本	53%	埼玉	50%	山形	55%	群馬	56%
8	山形	49%	宮城	47%	佐賀	55%	宮城	53%
9	青森	47%	青森	47%	岩手	52%	佐賀	50%
10	鳥取	44%	岩手	47%	青森	51%	香川	49%

注：中食・外食向け販売量が、1,000トン未満の都府県は除いている。

中食・外食向け販売量全体に占める産地品種銘柄別割合 (上位20)

	30/元年			29/30年			28/29年			27/28年		
	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合	産地	品種銘柄	割合
1	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	7%	宮城	ひとめぼれ	8%	山形	はえぬき	9%
2	栃木	コシヒカリ	6%	山形	はえぬき	7%	山形	はえぬき	7%	宮城	ひとめぼれ	9%
3	山形	はえぬき	6%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%	栃木	コシヒカリ	7%
4	福島	コシヒカリ	5%	北海道	ななつぼし	5%	北海道	ななつぼし	5%	福島	コシヒカリ	5%
5	青森	まっしぐら	4%	福島	コシヒカリ	4%	岩手	ひとめぼれ	5%	茨城	コシヒカリ	4%
6	北海道	ななつぼし	4%	岩手	ひとめぼれ	4%	福島	コシヒカリ	4%	北海道	ななつぼし	4%
7	岩手	ひとめぼれ	3%	青森	まっしぐら	4%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%
8	茨城	コシヒカリ	3%	茨城	コシヒカリ	4%	青森	まっしぐら	4%	岩手	ひとめぼれ	4%
9	新潟	コシヒカリ	3%	新潟	コシヒカリ	3%	秋田	あきたこまち	3%	秋田	あきたこまち	3%
10	福島	ひとめぼれ	2%	秋田	あきたこまち	2%	新潟	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%
11	北海道	ゆめぴりか	2%	長野	コシヒカリ	2%	北海道	きらら397	2%	新潟	コシヒカリ	2%
12	秋田	あきたこまち	2%	福島	ひとめぼれ	2%	福島	ひとめぼれ	2%	栃木	あさひの夢	1%
13	長野	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	2%	富山	コシヒカリ	1%
14	栃木	あさひの夢	2%	北海道	きらら397	1%	長野	コシヒカリ	1%	長野	コシヒカリ	1%
15	富山	コシヒカリ	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	北海道	ゆめぴりか	1%	福島	ひとめぼれ	1%
16	千葉	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	栃木	あさひの夢	1%	青森	つがるロマン	1%
17	北海道	きらら397	1%	栃木	あさひの夢	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	ふさこがね	1%
18	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%	千葉	コシヒカリ	1%	秋田	ひとめぼれ	1%
19	新潟	こしいぶき	1%	青森	つがるロマン	1%	青森	つがるロマン	1%	石川	コシヒカリ	1%
20	千葉	ふさこがね	1%	群馬	あさひの夢	1%	新潟	こしいぶき	1%	千葉	コシヒカリ	1%

注：割合は、各産地品種銘柄ごとの中食・外食向け販売量を、全国の中食・外食向け販売量で除したものである。

<当データを見る上での留意事項>

- ▶ 販売事業者が、中食・外食向けに精米販売した数量であり、小売店等に精米販売し、その後、中食・外食に仕向けられたものは含まれていない。
- ▶ 中食事業者は、コンビニエンスストア、スーパー、弁当屋、給食事業等であり、外食事業者は、牛丼、回転寿司等のファーストフード店、ファミリーレストラン、ホテル等宿泊施設等である。
- ▶ 中食・外食向けには、主に米販売業者から供給されるが、家庭内食向けには、米販売業者経由の他に農家直売や縁故米等からも供給されるため、米販売業者からの供給量のみで作成した当データは、中食・外食向けの割合が高く出る傾向がある。

中食・外食向け販売量の状況について②(中食・外食向け販売実態調査結果)

30/元年の産地別販売先割合（産地品種銘柄別内訳）

※ 下段（ ）書きは販売数量(単位:千トン)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
北海道	30% (103.0)	ななつぼし (43.1)	ゆめひかり (24.1)	きらら397 (14.8)	その他 (21.1)	70% (245.2)
青森	47% (65.7)	まっしぐら (51.1)	つがるロマン (13.5)	その他 (1.1)		53% (75.4)
岩手	40% (48.4)	ひとめぼれ (40.0)	あきたこまち (5.3)	いわてっこ (1.0)	その他 (2.2)	60% (72.2)
宮城	53% (93.4)	ひとめぼれ (81.2)	つや姫 (3.5)	ササニシキ (2.0)	その他 (6.8)	47% (83.6)
秋田	17% (45.5)	あきたこまち (21.8)	ひとめぼれ (8.5)	めんこいな (6.4)	その他 (8.9)	83% (222.4)
山形	49% (89.2)	はえぬき (72.8)	ひとめぼれ (4.6)	つや姫 (2.2)	その他 (9.6)	51% (94.3)
福島	65% (92.8)	コシヒカリ (54.9)	ひとめぼれ (24.9)	天のつば (7.8)	その他 (5.2)	35% (50.0)
茨城	37% (52.3)	コシヒカリ (36.9)	あきたこまち (6.0)	ヨルキQueen (0.0)	その他 (9.4)	63% (88.9)
栃木	65% (106.5)	コシヒカリ (74.3)	あさひの夢 (19.7)	なすひかり (3.7)	その他 (8.9)	35% (58.2)
群馬	62% (13.0)	あさひの夢 (10.4)	ゆめまつり (1.6)	その他 (1.1)		38% (8.0)
埼玉	42% (14.8)	彩のかがやき (5.2)	コシヒカリ (3.3)	彩のきずな (2.7)	その他 (3.6)	58% (20.2)
千葉	29% (31.9)	コシヒカリ (15.9)	ふさこがね (10.6)	ふさおとめ (2.9)	その他 (2.5)	71% (77.2)
新潟	20% (50.7)	コシヒカリ (30.7)	こしいぶき (10.8)	その他 (9.2)		80% (199.3)
富山	29% (24.2)	コシヒカリ (17.8)	てんたくく (2.4)	その他 (4.0)		71% (58.8)
石川	31% (17.3)	コシヒカリ (9.7)	ゆめみづほ (5.0)	その他 (2.6)		69% (38.6)

産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
福井	24% (14.4)	ハナエチゼン (4.6)	コシヒカリ (4.3)	その他 (5.4)		76% (44.5)
山梨	43% (1.9)	コシヒカリ (1.6)	その他 (0.4)			57% (2.5)
長野	39% (24.0)	コシヒカリ (21.5)	あきたこまち (1.8)	その他 (0.7)		61% (37.0)
岐阜	43% (10.3)	ハツシモ (5.5)	コシヒカリ (1.1)	あきたこまち (0.5)	その他 (3.3)	57% (13.9)
静岡	7% (0.9)	コシヒカリ (0.5)	きぬむすめ (0.1)	あいちのかおり (0.0)	その他 (0.3)	93% (12.1)
愛知	36% (11.2)	あいちのかおり (9.6)	コシヒカリ (0.7)	大地の風 (0.1)	その他 (0.7)	64% (19.9)
三重	20% (8.0)	コシヒカリ (4.1)	キヌヒカリ (1.1)	その他 (2.9)		80% (32.8)
滋賀	39% (20.8)	キヌヒカリ (5.1)	コシヒカリ (3.7)	日本晴 (3.4)	その他 (8.6)	61% (33.0)
京都	22% (2.7)	コシヒカリ (1.5)	キヌヒカリ (0.5)	ヒノヒカリ (0.5)		78% (9.4)
大阪	54% (0.5)	その他 (0.5)				46% (0.5)
兵庫	30% (7.8)	コシヒカリ (5.0)	ヒノヒカリ (1.1)	キヌヒカリ (0.9)	その他 (0.9)	70% (17.9)
奈良	16% (1.2)	ヒノヒカリ (0.8)	その他 (0.3)			84% (6.1)
和歌山	29% (0.4)	その他 (0.4)				71% (1.0)
鳥取	44% (10.5)	きぬむすめ (4.4)	ひとめぼれ (3.8)	コシヒカリ (2.3)	その他 (0.0)	56% (13.2)
島根	28% (6.6)	きぬむすめ (3.2)	コシヒカリ (1.8)	つや姫 (1.2)	その他 (0.3)	72% (16.8)

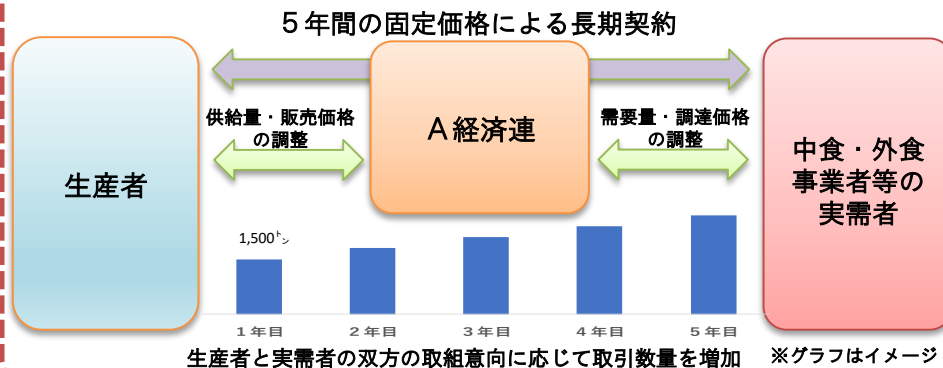
産地	中食・外食向け（産地品種銘柄別内訳）					家庭内食向け等
岡山	60% (20.9)	アケボノ (7.8)	ヒノヒカリ (2.4)	あきたこまち (1.2)	その他 (9.5)	40% (13.7)
広島	41% (12.6)	コシヒカリ (5.3)	あきさかり (3.0)	あきろまん (0.9)	その他 (3.3)	59% (18.1)
山口	57% (16.9)	ヒノヒカリ (4.5)	コシヒカリ (4.2)	ひとめぼれ (4.0)	その他 (4.2)	43% (12.9)
徳島	23% (3.2)	コシヒカリ (1.3)	キヌヒカリ (0.9)	その他 (0.9)		77% (10.9)
香川	34% (4.2)	ヒノヒカリ (2.8)	コシヒカリ (0.5)	おいでまい (0.1)		66% (8.0)
愛媛	27% (2.5)	ヒノヒカリ (0.8)	コシヒカリ (0.5)	あきたこまち (0.4)	その他 (0.8)	73% (7.0)
高知	10% (1.2)	コシヒカリ (0.9)	ヒノヒカリ (0.2)	その他 (0.0)		90% (10.6)
福岡	23% (12.7)	ヒノヒカリ (7.5)	元気つくし (2.6)	夢つくし (1.2)	その他 (1.3)	77% (41.7)
佐賀	44% (14.7)	さがびより (6.7)	夢しずく (3.0)	ヒノヒカリ (2.5)	その他 (2.4)	56% (19.0)
長崎	18% (1.5)	にこまる (0.6)	ヒノヒカリ (0.5)	コシヒカリ (0.2)	その他 (0.1)	82% (6.8)
熊本	53% (22.9)	ヒノヒカリ (7.6)	森のくまさん (2.9)	コシヒカリ (2.0)	その他 (10.4)	47% (20.6)
大分	25% (3.9)	ヒノヒカリ (2.7)	ひとめぼれ (0.2)	その他 (0.9)		75% (11.4)
宮崎	18% (3.2)	ヒノヒカリ (1.3)	コシヒカリ (1.0)	その他 (1.0)		82% (14.2)
鹿児島	33% (5.2)	あきほなみ (2.2)	ヒノヒカリ (1.9)	コシヒカリ (0.2)		67% (10.7)
沖縄	45% (0.2)	その他 (0.2)				55% (0.3)

注：中食・外食向け販売量が、100ト未満であった東京、神奈川は除いている。

(参考)中食・外食向けの需要に応じた生産・販売事例

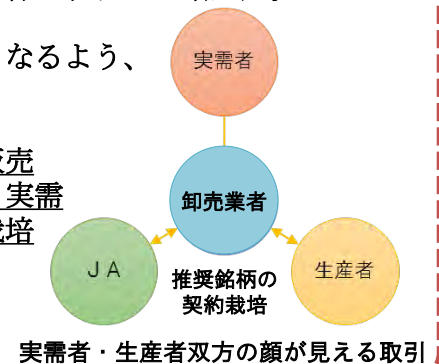
中食・外食事業者等との5年間の長期契約取引の取組

- A経済連では、30年産からの米政策の見直しを機に、生産者にとっても経営のメリットとなるとして、実需者サイドの需要量・調達価格と、生産者サイドの供給量・販売価格の調整を行い、30年産から中食・外食事業者等の実需者との5年間の固定価格による長期契約取引を開始している。
- この取組により、
 - ① 生産者サイドは、安定した取引先を確保できるほか、相場変動のリスクを回避できるとともに、将来の経営の見通しを立てることができる
 - ② 実需者サイドは、長期に渡る固定価格での取引によって、原料調達の安定化やコストを平準化することができる
 など、生産者・実需者の双方にメリットのある取引形態となっている。
- この取組は生産者、実需者双方から一定の評価を得られており、双方の取組意向に応じた銘柄や数量に取り組んでいく考え(開始初年度の契約数量は、1,500トン程度)。
また、契約終了の段階で、取引価格や契約年数の検証を行い、契約の継続や取引数量の増加に繋げていくこととしている。



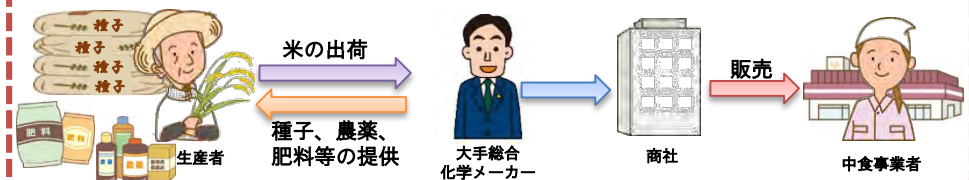
卸売業者と産地の契約栽培による安定取引の取組

- B卸売業者では10年前から、自社が奨励する農研機構が開発した多収性品種や良食味品種を、複数の産地のJAや大規模農業法人と契約栽培し、実需者への安定生産を推進している(現在は、取組産地の増加・作付面積の拡大に伴い、種子を増産)。
- 価格については、安定した取引となるよう、一定の範囲内で設定している。
- 集荷した米は、特定の実需者へ販売されていることから、生産者には、実需者が見える生産であることも契約栽培のインセンティブとなっている。



大手総合化学メーカーのタイアップによる中食・外食向け銘柄の生産

- C農協では、農業関連資材・サービス、関連資材、経営ノウハウを提供する大手総合化学メーカーのD社と中食・外食向けに仕向けられる多収性・良食味品種の契約生産を開始している。
- D社は、契約生産するJA組合員に対して種子・農薬・肥料等の農業資材の提供はもとより、経営ノウハウを指導するほか、生産された米の全量買取を行い、商社を通じて中食事業者(弁当屋・総菜メーカー等)へ販売している。



(参考)産地と中食・外食事業者等の米マッチングフェアについて

- 全国農業再生推進機構等は、農林水産省の支援の下、中食・外食向けニーズに応じた安定取引の推進のため、マッチングイベントを開催。
- 令和元年度開催の「米マッチングフェア2019」では、売り手(JA、農業生産法人等)71団体、買い手(中食・外食事業者等の実需者)217社が参加。
- 令和2年度は、「米マッチングフェア2020」として、東京、愛知及び大阪で開催予定。

米マッチングフェア2019 パンフレット



米マッチングフェア2019 開催状況



商談会の様子(大阪会場8/22)



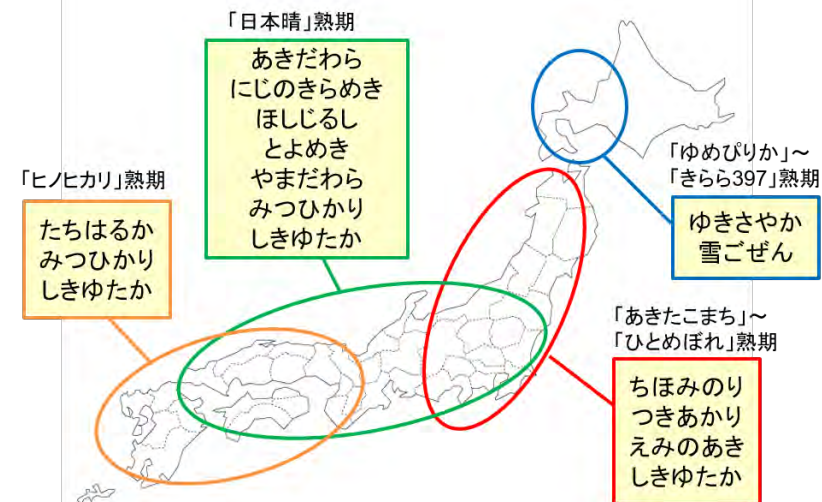
セミナーの様子(東京会場9/11)

マッチング商談事例

- ①北陸の生産法人が多収品種「ちほみのり」について、生産コストをベースとした取引(事前契約・複数年契約)で中食事業者と商談成立。
- ②関東の生産法人が、多収品種(ほしじるし)を導入し出展。大手外食事業者と2千トンの商談成立(事前契約・複数年契約)。

中食・外食向け米の多収品種

多収で良食味の中食・外食向け品種の栽培適地



民間企業が開発した多収品種の例

「みつひかり」

三井化学アグロ(株)

- 一般品種との作期分散に有効な良食味品種。
関東以西に対応。
収穫が遅れても品質劣化が少なく、「刈り遅れ」の心配が少ない。

「しきゆたか(ハイブリッドとうごうシリーズ)」

豊田通商(株)

- 多収性に優れる耐倒伏性の良食味品種。
- うるち、半モチの2種類があり、4系統で北海道を除く各地に対応。

「つくばSDシリーズ」

住友化学(株)

- 短幹で倒れにくい、多収の良食味品種。
- コシヒカリの血を引き、3系統で南東北以南の全国各地に対応。

農研機構が開発した多収品種の例

北海道向け「雪ごぜん」

- やや高アミロース・低タンパクの業務用多収米品種。
- 耐冷性に優れ、冷害年でも収量が安定する。

東北以南向け「ちほみのり」

- 多収で直播栽培向きの良食味品種。
- 炊飯米の光沢、粘りとも「あきたこまち」並の良質、良食味。

東北中北部以南向け「えみのあき」

- いもち病に強く、良食味の直播用品種。
- 倒れにくく、葉いもち、穂いもちとも極めて強い。

関東・北陸以南向け「あきだわら」

- 「コシヒカリ」より多収で、「コシヒカリ」に近い良食味品種。
- 生育が「コシヒカリ」より遅く、作期分散が可能。

関東・北陸以南向け「にじのきらめき」

- 大粒で業務用に適する多収の極良食味品種。
- 高温耐性に優れ、縞葉枯病に抵抗性。

西日本・九州向け「たちはるか」

- 耐倒伏性・耐病性を備えた低コスト直播栽培向き多収品種。
- いもち病、縞葉枯病にも強い。

北海道向け「ゆきさやか」

- やや低アミロース・低タンパクで多収の極良食味品種。
- 耐冷性に優れ、比較的倒れにくい。

東北中南部以南向け「つきあかり」

- 早生で多収の極良食味品種。
- ご飯はツヤがあり、うま味に優れ、4時間保温しても美味しさが持続。

関東・北陸以南向け「とよめき」

- 極多収で粘りが弱い早生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「やまだわら」

- 極多収で粘りが弱い中生の業務・加工用品種。
- 冷凍米飯等の加工用米としての利用に適している。

関東・北陸以南向け「ほしじるし」

- 二毛作向きで、「コシヒカリ」より多収の良食味品種。
- 倒れにくく、縞葉枯病に抵抗性。

上記品種の利用許諾や種苗入手先に関する問合せ
(国研)農研機構 知的財産部 知的財産課 種苗チーム
Tel 029-838-7390・7246 / Fax 029-838-8905
<http://www.naro.affrc.go.jp/collab/breed/list/index.html>

生産コスト低減に向けた具体的な取組

- 担い手への農地集積・集約を加速化するとともに大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映して農機具費等の生産資材費の低減を推進。

目指す姿：農地集積・集約の加速化及び省力栽培技術・品種の開発・導入等により、生産コスト低減を実現

- 今後10年間（2023年まで）で担い手の米の生産コストを現状全国平均（16,001円/60kg）から4割低減（9,600円/60kg）し、所得を向上。

【担い手の米の生産コスト（平成30年産）】・認定農業者15ha以上層…11,294円/60kg ・稲作主体の組織法人経営…11,942円/60kg

省力栽培技術の導入

直播栽培（育苗・田植えを省略）

（実証例）
労働時間
18.4時間/10a→13.8時間/10a
（移植）（直播）
費用（利子・地代は含まない）
103千円/10a→93千円/10a
（移植）（直播）



スマート農業技術の活用

営農管理システムの導入等により、作業のムダを見つけて手順を改善
（実証例）
田植え作業時間
1.62時間/10a→1.15時間/10a
（補植作業時間の削減）

密苗栽培

育苗箱数を減らせるため、資材費の低減が可能。
苗継ぎも少なく省力的

（実証例）育苗箱数 15～18箱/10a → 5～6箱/10a



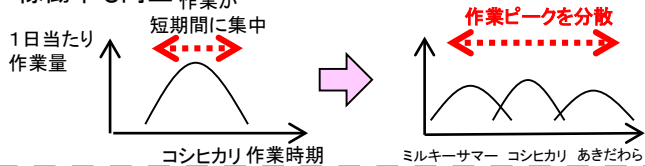
大規模経営に適合した品種

多収品種

単収
530kg/10a→700kg/10a
（全国平均）（多肥栽培で単収増）
生産費
16千円/60kg（全国平均）
→13千円/60kg（試算）

作期の異なる品種の組み合わせ

作期を分散することで、同じ人数で作付を拡大でき、機械稼働率も向上



担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の8割を担い手に集積
 - ・分散錯圃の解消
 - ・農地の大区画化、汎用化

生産資材費の低減

農業生産資材価格の引下げ

- 生産資材業界の再編や法規制等の見直し
- 生産資材価格や取引条件等の「見える化」

農業機械の低コスト仕様

- ・基本性能の絞り込み
- ・耐久性の向上



⇒基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等
（標準モデル比2～3割の低価格化）

肥料コストの低減

- ・土壌診断に基づく施肥量の適正化（肥料の自家配合等）、精密可変施肥
- ・フレキシブルコンテナの利用（機械化による省力化等）



⇒土壌改良資材のフレコン利用
（20kg袋比7%低価格化）

合理的な農薬使用

- ・発生予測による効果的かつ効率的防除
 - ・輪作体系や抵抗性品種の導入等の多様な手法を組み合わせた防除（IPM）
- ⇒化学農薬使用量抑制

未利用資源の活用

- ・鶏糞焼却灰等の利用
- ⇒従来品比7%低価格化



<対策のポイント>

スマート農業の社会実装を加速化するため、**ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産現場に導入・実証**し、経営効果を明らかにするとともに、最適な技術体系を検討し、情報提供等を行います。

<政策目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [2025年まで]

<事業の内容>

スマート農業技術の導入・実証

- 各地域の実情に応じたスマート農業技術体系が構築・実践されるよう、**ロボット・AI・IoT・5G等の技術の生産現場に導入・実証**、技術面・経営面の効果を明らかにする取組を実施。
- この中で、**被災地の速やかな復興・再生**や**中山間地等の条件不利地域の生産基盤強化**を推進。
- **シェアリング・リース等のスマート農業技術の導入コスト低減を図る新サービス**をモデル的に実証。
- **ローカル5G技術**の現場への導入について、**総務省とも連携**。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

実証のイメージ



導入が期待される先端技術の例



「スマート農業」の社会実装を加速化

スマート農業実証プロジェクト 実証圃場一覧



※令和元年度～2年度で実証

農産物規格・検査の見直しについて

- 農産物規格・検査については、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、昨年3月に中間論点整理を行った。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに、
 - ① 検査場所の緩和(農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう検査場所に係る手続きの簡素化)(令和元年7月省令改正)
 - ② 穀粒判別器の活用(令和元年11月告示改正)
 - ③ 農産物規格の見直し(異種穀粒の規格の簡素化)(令和2年3月告示改正)
 - ④ 玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定(令和2年6月告示改正)等について省令や告示の改正等を順次実施。これらの見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の低減に取り組んできたところ。
- 本年1月から、規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物検査が取り上げられ、「農産物検査の抜本的な改革を検討すべき」「JAS規格への一本化も1つのやり方」等の意見が表明されたが、7月の規制改革実施計画(閣議決定)では、農産物検査制度を維持することとして、「農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたところ。
- 引き続き、多様化する米の流通ルートや消費者ニーズに即したものとすべく、農産物検査規格の見直しを進める。

(参考) 農産物規格・検査の見直しに関する政府決定等

○ 農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)(抄)

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

○ 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号。平成29年8月1日施行)(抄)

第11条 (略)

2 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ所管省庁とも議論しておく必要。

○ 農産物検査規格の総点検と見直し

- ・現在の農産物検査規格について見直しを行うものとし、農産物検査制度そのものの廃止や J A S への一本化については、一切言及なし。
- ・農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る。

＜検討項目＞

- ①1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ②検査方法等の徹底した合理化による負荷軽減と検査コスト低減
- ③目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- ④皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- ⑥量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- ⑧輸出や高付加価値化に向けて民間主導の J A S 制定の支援

○ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

①ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

②産地、品種、産年などの食品表示

- ・農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
- ・根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
- ・消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに见直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金
農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

【参考】農産物規格・検査の見直しに関するこれまでの改善項目

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)
 第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。
 (米穀の生産者に係る品位等検査)
 第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
 銘柄(産地品種銘柄等)、
 品位(等級)、量目、荷造り、包装
 ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
 及びでん粉(小麦)
 【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外－1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。

※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,932	1,033	188	26
受検率(b/a)	67%	110%	89%	88%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
 4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料:穀物課作成資料

米（玄米・精米）の物流合理化について

全国的にトラックドライバー不足が深刻化する中、重量物である米は、特に敬遠される傾向。産地から最終消費地まで主食である米を確実に届けていくため、玄米・精米物流が直面する課題の解決が必要。（2019年3月から政策統括官主催による「物流合理化勉強会」を開催し、米、麦、砂糖等の物流問題について議論。）

玄米物流の課題

- ・重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生し、トラックドライバーから特に敬遠される傾向。
- ・フレコンバッグは紙袋に比べて圧倒的に手荷役が少なく、積み降ろし時間が1/2から1/3に短縮されるが、フレコンバッグの普及率は4割に留まる。

→フレコン化の推進に向けた環境整備として、フレコンの規格化ができないか。

精米物流の課題

- ・各米卸事業者が数多くの種類の商品を、個別に各店舗や各配送センターに向けて納品するため、多頻度・少量配送が常態化し、トラックドライバーの確保が困難。
- ・発注から納品までのリードタイム（発注後〇日）や精米年月日から納品までのリードタイム（精米後〇日）が短い。

→共同配送の取組や納品までのリードタイムの緩和により、できるだけ商品をまとめて配送することができないか。

これまでの取組

○農産物検査規格として「推奨フレコンバッグ」の規格を設定（R2.6.30）



○「推奨フレコンバッグ」の普及に向けた現地実証を展開
（玄米の推奨規格フレコンを活用した物流効率化実証支援（令和2～4年度））

○「精米年月旬（上／中／下旬）」表示の導入

食品表示基準改正（R2.3.27）により、これまでの「精米年月日」表示に加えて「精米年月旬」表示の利用が可能となった。



旬表示商品の例

○配送リードタイムの延長等に関する要請文の発出

米卸団体（全農、全米販）が、小売・量販店、中食・外食、生協の団体に対して、配送リードタイムの緩和、年月旬表示の導入、納品条件の明確化等に関する依頼文を発出（R2.3）し、協議を開始。